

## 学校いじめ防止基本方針

群馬県立前橋南高等学校は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本方針を以下のとおり定める。

### 1 基本的な考え方

- (1) 生徒の心身の健全な発達を図り、生徒が安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止のための適切な対策を講ずる。
- (2) いじめの未然防止に全力で取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを把握した際は、保護者、地域及び関係機関と連携し、速やかに、組織的に対応する。

### 2 校内組織

「群馬県立前橋南高等学校いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等を、組織的かつ実効的に行う。(別表1「群馬県立前橋南高等学校いじめ対策委員会組織図」)

#### 【構成員】

委員長 校長

委員 教頭 生徒指導主事、学年主任、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー

※委員については、個々の事案に応じて、担任や部活動顧問を加える。

### 3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

別表2「いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に係る具体的方策」のとおり、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に係る生徒への指導と具体的取り組みを行う。

### 4 教育委員会及び所轄警察署等、外部機関との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄警察署と相談して対処する。
- (2) いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、直ちに所轄警察署等に通報し支援を求めるとともに、速やかに県教育委員会に報告する。

### 5 保護者との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係及び指導方針等を説明し、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援やいじめを行った生徒の保護者に対する助言等を行う。また、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者に提供する。

### 6 重大事態への対処

以下に掲げる事態(以下「重大事態」という。)が発生した場合は、速やかに県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会又は学校の下に組織を設け、公平・中立な調査等を行い、事実関係を明らかにするよう努める。

- (1) いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより生徒が相当の期間※学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 相当の期間とは、年間30日を目安とするが、幼児児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安に関わらず迅速に対処する。

### 7 その他留意事項

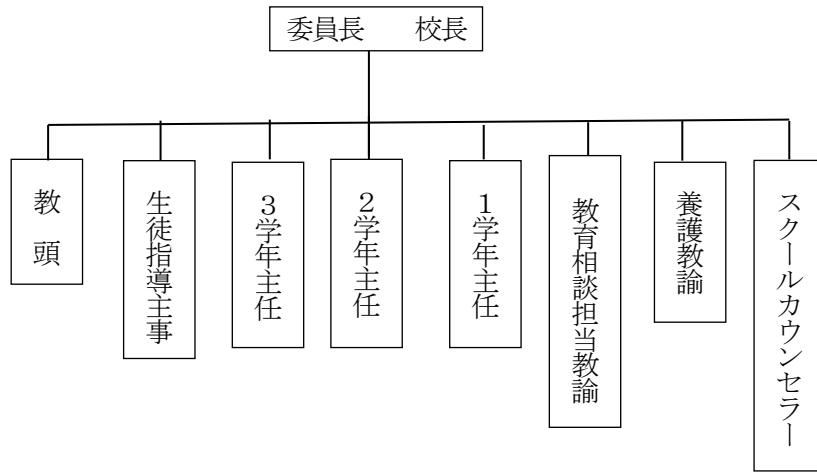
- (1) 日頃から、生徒一人一人の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢を持つとともに、どのようなことでも大人へ相談してよいという意識を、教育活動全体を通して高める。また、学校内外の相談窓口の周知を徹底する。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) 特に配慮が必要な児童生徒については、保護者等との連携の下、生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。
- (4) いじめが解消したか否かについては、以下の2つの要件をもって判断する。
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月以上継続していること。
  - ② いじめを受けた生徒がいじめに係る行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- (5) インターネット上のいじめが重大な人権侵害であることを生徒に理解させるとともに、SNS等に頼らない人間関係づくりへの意識を高めていけるような指導を行う。
- (6) いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に係る生徒への指導及び取組について、達成状況を学校評価において評価し、改善を図る。

### その他留意事項

いじめの防止等のための対策については、全体計画として別表3「いじめ防止活動年間計画」に基づき取り組むこととするが、取り組み内容を定期的に点検し、改善に努める。

附則 この基本方針は、平成30年 4月 1日から施行する。

群馬県立前橋南高等学校いじめ対策委員会組織図



※個々の事案に応じて、記載外の委員を招集する。

【別表2】

いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に係る具体的方策

1 学校の取組

	生徒への指導等	学校の具体的取組
1 いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○わかりやすい授業づくりと望ましい集団作りに努める。</li> <li>○人間関係づくりとコミュニケーション力育成の機会を設ける。</li> <li>○いじめについて主体的に考え、未然防止のために行動する機会を設ける。</li> <li>○道徳教育と人権教育を充実させる。</li> <li>○体験活動やボランティア活動の機会を設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○登校身だしなみ指導（通年）を生徒玄関前で実施し、挨拶等の声掛けにより人間関係づくりとコミュニケーション力の育成を図る。</li> <li>○文化祭（隔年）・スポーツ大会（毎年）を生徒会役員中心に全校で実施することで、人間関係づくりとコミュニケーション力、問題解決能力育成を図る。</li> <li>○教育相談週間（年2回2者面談）、人権学習、心と体の健康調査、Q U心理テスト等実施し生徒の動向を把握する。また、いじめアンケートや学校生活中の気づきシート（職員記入）を活用しいじめ未然防止に務める。</li> <li>○清掃活動等とおし、学校環境を整え、場を清めたうえで学習の充実を意識させ、他者への思いやりや奉仕の心を育む。</li> </ul>
2 いじめの早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○SHR や授業における日常的な生徒観察に努める。</li> <li>○定期的なアンケート調査及び個別面談を行う。</li> <li>○状況に応じ教室等学校施設内を巡回する。</li> <li>○スクールカウンセラーの活用を促す。</li> <li>○保健室、相談室及び電話相談窓口等の利用を促す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談週間・個人面談週間（年2回）を設定し、生徒の心の状態把握に努める。</li> <li>○いじめ・悩みアンケート（年4回）を実施し、スクールカウンセラーとの相談（毎月）、養護教諭との相談（随時）につなげる。必要な場合は学校医等の医療機関・外部機関と連携する。</li> <li>○教育相談便り（学期毎）を発行し、精神衛生を保つための情報提供や、スクールカウンセラーや養護教諭との相談日時、方法等を知らせる。</li> <li>○スクールカウンセラーや養護教諭、教育相談係担当教諭、生徒指導主事、管理職等の情報共有（月2回）を行い、生徒の状況把握に生かし、変化を見逃さない。</li> </ul>
3 い 暴 力 を 伴 い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全を確保し、二次被害を防止する。</li> <li>○発見した教職員は「群馬県立前橋南高等学校いじめ対策委員会」に速やかに報告する。</li> <li>○「群馬県立前橋南高等学校いじめ対策委員会」が中心とな</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第一発見者は被害生徒の安全を確保し、速やかにいじめ対策委員会に報告する。</li> <li>○いじめ対策委員会委員長は委員</li> </ul>

じめの早期対応	ういじめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>り、事実関係を調査・確認する。</li> <li>○保護者等と相談の上、医療機関を受診させる。</li> <li>○スクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。</li> <li>○いじめが継続しない環境づくりを行う。</li> <li>○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。</li> </ul>	<p>会を招集して、対応策を協議し迅速に実行に移す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策委員会委員は、事実関係の調査確認、保護者との連絡・対応等に当たる。</li> </ul>
	いじめを行った生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたりするなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、発見した教職員がその場でその行為を止める。</li> <li>○発見した教職員は「群馬県立前橋南高等学校いじめ対策委員会」に速やかに報告する。</li> <li>○関係する幼児児童生徒を含め「群馬県立前橋南高等学校いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。</li> <li>○適切な時期に被害者に謝罪させる。</li> <li>○「いじめは絶対に許されないこと」を理解させる。</li> <li>○状況に応じ特別指導を行う。</li> <li>○必要に応じスクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。</li> <li>○解消としたと思われる場合も状況確認を継続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スクールカウンセラー及び養護教諭等は、初動から収束まで随時、被害生徒の心のケアに当たる。</li> <li>○いじめ対策委員会の調査結果に基づき、委員長は職員会議を招集し、全職員でいじめが継続・発生しない環境づくりに当たる。</li> </ul>
暴力を伴わないいじめ	いじめを受けた生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全を確保し、二次被害を防止する。</li> <li>○発見した教職員は「群馬県立前橋南高等学校いじめ対策委員会」に速やかに報告する。</li> <li>○スクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。</li> <li>○いじめが継続しない体制づくり、環境づくりを行う。</li> <li>○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第一発見者は被害生徒の安全を確保し、速やかにいじめ対策委員会に報告する。</li> <li>○いじめ対策委員会委員長は委員会を招集して、対応策を協議し迅速に実行に移す。</li> </ul>
	いじめを行った生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひやかしやからかいなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、発見した教職員がその場でその行為を止める。</li> <li>○発見した教職員は「群馬県立前橋南高等学校いじめ対策委員会」に速やかに報告する。</li> <li>○関係する生徒を含め「群馬県立前橋南高等学校いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。</li> <li>○適切な時期に被害者に謝罪させる。</li> <li>○「いじめは絶対に許されない」ことを理解させる。</li> <li>○状況に応じ特別指導を行う。</li> <li>○必要に応じスクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。</li> <li>○解消としたと思われる場合も状況確認を継続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策委員会委員は、事実関係の調査確認、保護者との連絡・対応等に当たる。</li> <li>○スクールカウンセラー及び養護教諭等は、初動から収束まで随時、被害生徒の心のケアに当たる。</li> <li>○いじめ対策委員会の調査結果に基づき、委員長は職員会議を招集し、全職員でいじめが継続・発生しない環境づくりに当たる。</li> </ul>
ネット上のいじめ	いじめを受けた生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全を確保し、二次被害を防止する。</li> <li>○発見した教職員は「群馬県立前橋南高等学校いじめ対策委員会」に速やかに報告する。</li> <li>○「群馬県立前橋南高等学校いじめ対策委員会」が中心となり、事実関係を調査・確認した上で、必要に応じ書き込み内容等を保存する。</li> <li>○スクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。</li> <li>○いじめが継続しない体制づくり、環境づくりを行う。</li> <li>○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。</li> </ul>	
	いじめを行った生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発見した教職員は「群馬県立前橋南高等学校いじめ対策委員会」に速やかに報告する。</li> <li>○関係する生徒を含め「群馬県立前橋南高等学校いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認した上で、不適</li> </ul>	

		<p>切な書き込み等を削除させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○適切な時期に被害者に謝罪させる。</li> <li>○「いじめは絶対に許されない」ことを理解させる。</li> <li>○状況に応じ特別指導を行う。</li> <li>○必要に応じスクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。</li> <li>○適切なコミュニケーションの在り方等について指導する。</li> <li>○解消としたと思われる場合も状況確認を継続する。</li> </ul>	
	その他の生徒への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめを傍観したり、はやし立てたりすることはいじめに加担していることと同じであることを理解させる。</li> <li>○周囲に流されず、自分の意志で正しい行動をすることの大切さを理解させる。</li> <li>○いじめを許さない集団となることの大切さを理解させる。</li> </ul>	○いじめ防止に向けLHR・人権教育の中で、いじめについて主体的に考える機会とする。

## 2 家庭（PTA）、地域との連携

家庭（PTA）との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもとできるだけ多く会話し、気持ちを受け止めていただくよう働きかける。</li> <li>○子どもの努力を認めて褒めていただくよう働きかける。</li> <li>○学校からの配布物等に目を通し、学校の状況を常に把握していただくよう働きかける。</li> <li>○PTA総会や公開授業など、学校行事へ積極的に参加していただくよう働きかける。</li> </ul>
地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒への積極的なあいさつや声掛けを行っていただくよう働きかける。</li> <li>○学校が行ういじめ防止活動等へ積極的に参加していただくよう働きかける。</li> <li>○いじめと疑われる行為を発見したら、学校へ通報していただくよう働きかける。</li> <li>○地域の行事等への生徒の積極的な参加を呼びかけていただくよう働きかける。</li> </ul>

【別表3】

平成30年度 いじめ防止活動年間計画

4月

対面式（新入生歓迎会） ミニマナーアップ 一斉部会 一斉委員会 上級生との集い  
生徒・保護者学校内外の相談窓口の周知 SC面談（保護者・生徒） 教育相談定例会議  
教育相談だより発行（ほっとルーム） 高校入学にあたってのアンケート（新入生）  
気づきのシート（生徒の変化等） 台湾交流会（全校生徒）

5月

生徒総会 交通委員により交通ルールの遵守について（パワーポイント） 県総体壮行会  
PTA総会における、学校いじめ防止基本方針・いじめ防止対策資料配付説明 教育相談定例会議  
身だしなみセミナー（1年）心理テスト（iチェック）SC面談（保護者・生徒）  
交通委員による朝のマナーアップ運動

6月

進路講演会 マナーアップ 現代を知る講演会 いじめ調査アンケート 心の教育事業（1年）  
携帯電話講演会（1年） 教育相談週間 心と体の健康調査 学校安全の日 文化部発表会  
交通安全教室 SC面談（保護者・生徒） 教育相談定例会議

7月

芸術鑑賞教室 生徒会役員改選 学習合宿 いじめ防止フォーラム開催（生徒会） いじめ防止フォーラム  
成果発表（全校集会） 教育相談定例会議 運動部キャプテン会議  
学校評価アンケート 授業アンケート 心の教育事業（3年）SC面談（保護者・生徒）

8月

インターンシップ 大学オープンキャンパス見学

9月

スポーツ大会 エイズ講演会 マナーアップ 面接強化月間 SC面談（保護者・生徒）  
教育相談定例会議 特別支援教育推進研修会（全職員） 気づきのシート（生徒の変化等）  
運動部キャプテン会議

10月

台湾修学旅行（2年） 大学・企業訪問（1年） 薬物乱用防止教室（1年） 教育相談定例会議  
親子進路講演会（2年） 心と体の健康調査 音楽教室 SC面談（保護者・生徒）  
交通委員による朝のマナーアップ運動

11月

創立記念マラソン大会 マナーアップ いじめ調査アンケート 相談週間  
SC面談（保護者・生徒） 教育相談定例会議

12月

三者面談（3年） 大学出張講座（2年） 学校評価アンケート  
SC面談（保護者・生徒） 教育相談定例会議

1月

服装強化週間 スキー教室（1年） SC面談（保護者・生徒） 教育相談定例会議

2月

SC面談（保護者・生徒） 教育相談定例会議 交通委員による朝のマナーアップ運動

3月

SC面談（保護者・生徒） 教育相談定例会議 春季休業前の全体指導 卒業式

その他

- ・イエローカードによる身だしなみ指導（全職員）
- ・登校時身だしなみ指導・挨拶運動（全職員）
- ・気づきシートによる生徒の状況把握（全職員）
- ・学校いじめ防止基本方針の策定（学校）
- ・いじめ防止等の対策のための組織の設置（学校）